

【資料 1】

第11回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会(平成17年2月22日)決定

B / C 事案の評価基準について

1 B / C 事案に関する評価の考え方

B / C 事案(37事案)について、専門家による助言を得た上で、次に掲げる点等を総合的に勘案して、2に掲げる区分による評価を実施する。

(1) 情報の内容

現在のリスクを疑わせる情報の存在

保有や製造情報だけではなく、埋設情報等現在のリスクが疑われる内容の情報が存在すること。

なお、そうした情報が存在する場合であっても、事後、当該埋設物をすべて処理した情報が存在する等現在のリスクを否定する情報が存在するものについては除外すること。

地域の特定性

該当地域が、対策を講ずることが可能な状況にあること。

(2) 情報の信頼性

(1)に該当する情報について、次に掲げる事項等を勘案し、当該情報が事実であることを完全に否定しきれないものであること。

- ・証言情報の場合、証言者の属性・立場、複数の情報の存否、証言者が匿名か否か
- ・文献情報の場合、当該文献の属性、複数の文献の存否
- ・当該地域における過去の環境調査のデータ
- ・当該地域における過去の発見事例等
- ・当該地域における土地改変履歴 等

(3) その他の留意すべき事項

当該情報が事実であった場合の被害発生の可能性

漁業や農業への影響等の可能性

その他当該事案への対応の関係で留意すべき事情

2 評価と対応

1の基準に照らし、各事案について、次の区分に従って評価を行い、対策を講ずる。

区 分	必要な対応
毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある	緊急に掘削・除去等の措置を講じる。
切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない	<p>日常生活上の安全性を確認するための土壌等の環境調査を実施する。埋設可能性のあるものについては、物理探査も実施。</p> <p>なお、環境調査のメニューについては、A事案に係るものを参考に、各事案の状況に応じて別に策定。</p> <p>当該事案の状況に応じ、安全性確保の観点から留意すべき事項についてマニュアルを策定。</p> <p>万一の場合の緊急対応として、連絡体制等を整備</p>
現時点では情報不足であり、評価ができない	<p>(例)</p> <p>今後とも、引き続き、積極的な情報収集を継続する。</p> <p>追加の地下水調査が必要</p> <p style="text-align: right;">等</p>
現時点では対応を行うべき必要性は認められない	<p>何らかの新たな情報が判明しない限りは、特段の対応は不要。</p> <p>今後とも、引き続き、情報の受付を行うことが必要。</p>